

水道事業・生活衛生に関する提言

安全、安心な水道水の供給及び公営企業財政の健全化を図るとともに、地域社会における生活衛生を維持するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 水道施設の強靭化、老朽化対策等について

(1) 安全で安定した水道水の供給を図るため、水道施設について、浸水災害対策、耐震化や安全強化、老朽化した施設の更新・改良、再構築等が促進されるよう、財政措置の拡充等を図ること。

特に、生活基盤施設耐震化等交付金について、所要額を確実に確保するとともに、適切な単価の設定、補助対象の拡大、補助採択基準の緩和、補助率の嵩上げを行うなど、制度の充実を図ること。

(2) 大規模災害時の広域連携に向けた支援体制の強化を図ること。

2. 水道事業の健全経営のため、起債の融資条件や借換制度の条件緩和を図るとともに、地方公営企業繰出金の繰出基準を緩和すること。

また、地方の実情を踏まえた新たな財政措置等を講じること。

3. 簡易水道等施設整備費の国庫補助について、補助率の嵩上げや補助対象の拡大を行うなど、財政措置の拡充等を図ること。

また、複数の簡易水道事業が統合して設置された上水道事業及び上水道事業と統合した簡易水道事業について、財政措置の拡充等を図ること。

4. 工業用水道事業費補助金について、地域特性や実情を考慮し、複数年での採択に見直すなど、十分な財政措置を講じること。

5. 水道未普及地域の簡易給水施設整備に対する財政支援制度を創設すること。

6. 水道事業体の広域化について、更なる支援体制を整備すること。

特に、水道事業運営基盤強化推進等事業について、採択基準の緩和や補助対象の拡大を図ること。

7. 地下水利用専用水道の設置拡大に伴う水道料金収入の減少により、水道事業に支障が生じていることから、都市自治体に対する新たな支援策を講じること。

また、専用水道の利用に係る負担の在り方について検討すること。

8. 公衆浴場営業者の経営安定化のため、更なる支援措置を講じること。

9. 散骨について、市民感情や公衆衛生の観点等に十分配慮したガイドラインを定めること。

10. 外國人事業者が衛生管理の遵守を図るため、H A C C Pに沿った衛生管理説明文（手引書）の多言語版を作成すること。